

## 防災行政無線を活用した防犯メッセージの放送をしています

市では、平成17年度から小学校低学年の児童が下校する時刻に合わせて防災行政無線を活用し、防犯メッセージを放送しています。

防犯メッセージは、子供たちを犯罪の被害から守るため、市民の皆さんに児童の安全に対する意識を高めていただくとともに、児童自身にも防犯の意識を持たせることを目的としています。多くの市民の方が、午後2時40分の放送を合図にボランティアや散歩などで通学路に出て、子供たちの下校時の見守りをしています。今後も引き続きご協力をお願いします。

▶問い合わせ 学校教育課指導担当(内線5304)



下校を見守るボランティアの方々

## ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、次のようなひとり親家庭などに対する支援を行っています。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん(おさんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、支給資格者や生計を一にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します。

- ・父母が婚姻を解消したお子さん
- ・父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- ・父または母が死亡したお子さん
- ・父または母に1年以上遺棄されているお子さん
- ・父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- ・婚姻によらないで懐胎したお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請者やおさんが日本国内に住所を有しないとき
- ・おさんが児童福祉施設などに入所しているとき
- ・父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む)

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請する方やおさんが日本国内に住所を有しないとき
- ・おさんが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・おさんが児童福祉施設などに入所しているとき

### ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- ・父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- ・婚姻によらないで生まれたお子さん

●次のような場合には受けられません。

- ・生活保護を受給している世帯
- ・保護者の現年度(4月分から7月分の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

## つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶変更期間 12月22日(水)～令和4年1月11日(火)※12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は休み

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	場所	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園(埼玉4595-1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。※面接は要予約

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



## 小学6年生まで対象を拡大

## 病児保育所げんきキッズをご利用ください

病児保育所げんきキッズは、保護者の就労などにより、病中もしくは病後回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わりお子さんをお預かりする施設です。

▶施設名 病児保育所げんきキッズ(小見1401-1 南川げんきクリニック隣)  
☎090-8111-8751

▶対象 乳幼児～小学6年生

▶保育時間 月～金曜日(祝日、年末年始などの期間を除く)午前8時～午後6時

▶利用料金 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)  
※別途おやつ代200円

▶利用方法

- ①事前に「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育所げんきキッズに提出して利用者登録をしてください。預ける当日でも登録できます。
- ②主治医や小児科医の診察を受けてください。
- ③原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来所前に電話連絡をしてください。
- ④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書」を提出してください。

▶利用当日に持参するもの

- ①病児・病後児保育利用申請書
- ②健康保険証
- ③子ども医療費受給資格証
- ④医師の処方した薬(昼1回分)
- ⑤薬の説明書
- ⑥着替え(下着を含む)
- ⑦ハンドタオル2枚
- ⑧ビニール袋2枚
- ⑨昼食(症状に合わせたもの)
- ⑩母子手帳
- ⑪ミルク・哺乳瓶(乳幼児のみ)
- ⑫紙おむつ、おしりふき(乳幼児のみ)
- ⑬非課税証明書(非課税世帯のみ)

▶問い合わせ 子ども未来課子ども未来担当(内線262)



病児保育所げんきキッズ